

参考資料

1. 策定方針
2. 幸手市総合振興計画審議会
3. 市民検討会議等
4. 策定委員会・職員検討委員会
5. 市民意識調査等
6. 策定の経緯
7. 用語集

1. 策 定 方 針

第6次幸手市総合振興計画策定方針

平成29年5月31日付け
庁 議

1 計画策定の趣旨

幸手市では、平成21年度から平成30年度までを計画期間とする第5次幸手市総合振興計画に基づき、「都市と自然が調和した 安心・安全で活力あるまち 幸手」の実現に向け、まちづくりを推進してきました。

この間、少子高齢化の進展や人口減少、東日本大震災以降の暮らしの安全・安心に対する意識の高まり、地方再生のための移住・定住促進や雇用創出などの課題への対応等社会環境は大きく変化しています。

第5次総合振興計画は、平成30年度をもって終了しますが、引き続き市政を総合的かつ計画的に推進するため、下記の指針により、第6次幸手市総合振興計画を策定するものです。

2 計画策定の指針

- (1) 多様化・高度化する市民のニーズを捉えたまちづくりを推進するため、市民との協働を重視した市民本位の計画とする。
- (2) 第5次幸手市総合振興計画の成果を十分に踏まえた計画とする。
- (3) これまでの行政課題及び将来の社会情勢の変化を的確に把握し、新たな行政課題にも対応した計画とする。
- (4) 計画・予算・評価が連動したマネジメントサイクルに基づく計画とする。
- (5) 首都圏中央連絡自動車道の開通による交通環境等の優位性を考慮した土地利用構想を策定する。
- (6) 国・県の各種計画との整合性が図られた計画とする。

3 計画策定の期間

第6次幸手市総合振興計画の策定期間は、平成29年度から平成30年度までの2か年とする。

4 計画の期間

平成31年度から平成40年度までの10か年とする。

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
基 本 構 想									
前期基本計画					後期基本計画				

5 計画策定体制（策定体制図参照）

(1) 市民参加

ア 幸手市総合振興計画審議会

審議会委員は、執行機関の委員、学識経験者、その他市長が特に必要と認める者で構成する審議会を設置する。

その他市長が特に必要と認めた者については、市民検討会議の中から選出することとし、より多くの市民の意見・提言を反映する。

イ 市長タウンミーティング等

市長タウンミーティング等の機会により、総合振興計画策定の意義の周知を図るとともに、幅広く市民の意見・要望を聴取し、計画策定の基礎資料とする。

ウ 市民意識調査

地区別、男女別、年代別の一定条件のもとに抽出した市内在住の方を対象に 2,000 人規模の意識調査を実施する。

エ 総合振興計画市民検討会議

市民検討会議を設置し、意見・提言を計画策定の基礎資料とし、素案に反映する。

オ 素案の公表による提案・意見募集

素案の公表を行い、広範な市民の意見を収集し、多くの市民が参加できるよう広く意見を求めた計画を策定する。

カ その他の市民参画の手法の検討

その他多くの市民が計画策定に参画できる有効な手法について検討する。

(2) 庁内体制

ア 策定委員会

策定委員会は、第 6 次幸手市総合振興計画基本構想及び基本計画（以下「基本構想等」という。）の素案の審議及び総合調整機関となる。

委員会の構成員は、幸手市庁議等の設置及び運営に関する規程第 3 章に規定する政策会議の構成員をもって充てるものとする。

イ 職員検討委員会

職員検討委員会は、基本構想等の素案を作成するために必要な調査、検討を行い、市民検討会議の意見・提言を踏まえ、素案を作成する。

委員会は、全職員の中から委員長が指名した者及び公募する者をもって構成し、総合政策部政策課長が委員長となる。

なお、土地利用構想の素案の作成のための検討組織を設置し、事務局を建設経済部に置く。

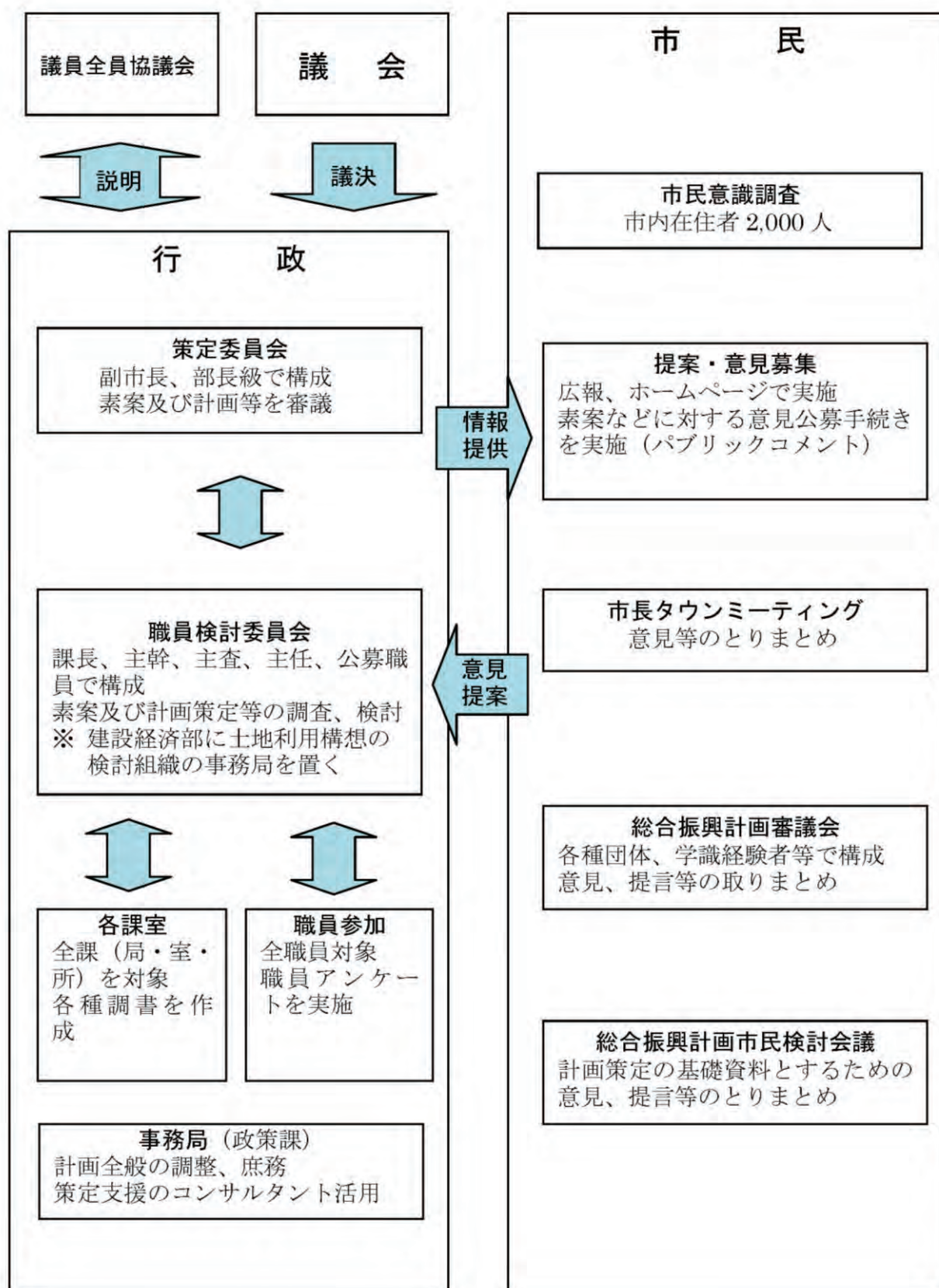
ウ 職員参加

職員は、基本構想等の素案作成に向けて、策定委員会又は職員検討委員会等の求めに応じ、担当する業務に関する現状と課題等の分析を行い、具体的な施策の検討を行う。

6 事務局

第 6 次幸手市総合振興計画の策定に関する庶務は、総合政策部政策課が担当する。

第6次幸手市総合振興計画策定体制図



2. 幸手市総合振興計画審議会

(1) 幸手市総合振興計画審議会条例

昭和61年8月1日

条例第32号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、幸手市総合振興計画の策定その他実施に関し必要な調査審議を行わせるため、幸手市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織及び委員)

第2条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 執行機関の委員
- (2) 知識経験を有する者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総合政策部政策課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行後第1回の審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成3年12月26日条例第26号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月28日条例第2号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月19日条例第35号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月27日条例第30号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月22日条例第22号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(2) 審議会委員名簿

No.	氏 名	所 属	役 職	区 分	備 考
1	中 根 政 美	教育委員会	職務代理	1号委員	2018（平成30） 年9月30日まで
2	服 部 政 男	農業委員会	会長	1号委員	
3	池 田 智 子	日本保健医療大学	学部長	2号委員	
4	菊 地 信 一	日本工業大学	教授	2号委員	会長
5	吉 川 一 男	民生委員・児童委員協議会	会長	3号委員	
6	梨 本 松 男	幸手市商工会	会長	3号委員	副会長
7	宮城 与四郎	埼玉みずほ農業協同組合	理事長	3号委員	
8	奈 良 俊 一	ロータリークラブ	会長	3号委員	
9	中 田 盛 夫	中央ロータリークラブ	会長	3号委員	
10	染 谷 正 夫	幸手市老人クラブ連合会	会長	3号委員	
11	三 澤 昭 人	男女共同参画推進協議会	会長	3号委員	
12	小 川 哲 也	市民検討会議	委員長	3号委員	
13	増 山 勝 一	市民検討会議	副委員長	3号委員	

(3) 審議会への諮問および答申

① 諮問

幸 政 発 第 142 号
平成30年10月23日

幸手市総合振興計画審議会
会長 菊 地 信 一 様

幸手市長 渡 辺 邦 夫

第6次幸手市総合振興計画基本構想・前期基本計画（素案）について（諮問）

第6次幸手市総合振興計画基本構想・前期基本計画について、別添（素案）の
とおり策定したいので、貴審議会の意見を求めます。

②答申

平成30年10月26日

幸手市長 渡辺邦夫 様

幸手市総合振興計画審議会
会長 菊地信一

第6次幸手市総合振興計画基本構想・前期基本計画(素案)について(答申)
平成30年10月23日付け幸政発第142号により貴職から諮問のあった「第6次幸手市総合振興計画基本構想・前期基本計画(素案)」について、当審議会では慎重に審議した結果、概ね妥当であると認め、本計画の実施にあたっての意見を下記のとおり付して答申します。

記

1 基本構想(案)について

- (1) 基本理念及び市の将来像については、市民検討会議及び当審議会において検討審議された内容を十分に踏まえたものと認められる。

については、幸手市の将来像である「みんなでつくる 幸せを手にするまち 幸手」の実現を目指し、市民と行政とのさらなる連携による協働のまちづくりを進められたい。

- (2) 土地利用構想については、限りある貴重な土地の合理的、効果的な活用とそれぞれの区域の特性に応じた長期的視点にたった土地利用を図られたい。

また、交通利便性を高めるための計画的な道路網の整備に努められたい。

2 基本計画(案)について

- (1) 本格的な人口減少社会を迎えた中で、幸手市が持続可能なまちづくりを推進するため、子ども及び子育て支援、教育環境の整備、雇用の創出、快適な住環境の整備などの行政課題の解決や市の魅力を高める施策を積極的に進められたい。

- (2) 計画の実施と達成の状況を客観的に把握するため、成果指標(KPI)の設定は、市民に分かりやすく、納得できるものが望ましい。

については、成果指標を設定するにあたっては、施策の成果を反映できるよう、今後においても、より一層の職員の創意工夫を求めたい。

3. 市民検討会議等

(1) 第6次幸手市総合振興計画市民検討会議設置要綱

平成29年11月8日

告示第187号

改正 平成30年4月1日告示第65号

(設置)

第1条 第6次幸手市総合振興計画基本構想及び第6次幸手市総合振興計画前期基本計画（以下これらを「総合振興計画」という。）の策定を行うため、第6次幸手市総合振興計画市民検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合振興計画の原案への意見等を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、総合振興計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市長が指定する団体から推薦された者
- (2) 市内に在住、在勤又は在学する者で公募による者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(行政との協働)

第6条 検討会議は、第6次幸手市総合振興計画職員検討委員会と協力して、所掌する事務を行う。

(任期)

第7条 委員の任期は、総合振興計画の策定が完了するまでとする。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、総合政策部政策課において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日告示第65号)

この告示は、公布の日から施行する。

(2) 市民検討会議委員名簿

No.	氏 名	所 属	区 分	備 考
1	宮澤 新一	幸手権現堂桜堤保存会	1号委員	
2	坂本 達夫	さって市民環境ネット	1号委員	
3	山本 晶子	幸手子育て支援ねっとわーく	1号委員	
4	花宮 珠恵	幸手シルバー人材センター	1号委員	
5	船川 由孝	埼玉みずほ農業協同組合	1号委員	
6	石川 伸二	幸手市商業協同組合	1号委員	
7	小川 哲也	幸手市PTA連合会	1号委員	委員長
8	森泉 美江子	幸手市連合婦人会	1号委員	
9	出井 保信	幸手市区長会	1号委員	
10	前田 貴敏	社団法人 幸手青年会議所	1号委員	
11	稲垣 仁美	公募	2号委員	
12	七海 和生	公募	2号委員	
13	染谷 貴之	公募	2号委員	
14	増山 勝一	公募	2号委員	副委員長
15	伊藤 敦彦	公募	2号委員	

(3) 市民検討会議意見書内容

市民検討会議が、政策分野ごとの現状と課題、課題解決のために必要な取り組みのアイデアをまとめたものです。

1 安心安全・環境分野

【現状と課題】

- ・内水氾濫の危険度が高い箇所が分かりづらい
- ・子どもの交通安全に関してさらに対策が必要
- ・地域の安心・安全をつくる地域団体（自治会等）の活動が今後も持続できるかどうか不安がある
- ・川や田んぼの一部にゴミ等による汚れが見られるなど、自然資源が活かされていない

➤ 取り組みのアイデア

■ 子どもの交通安全の確保

- ・子どもやお年寄りなど歩行者の安全確保に重点を置いた、実態に即した道路整備

■ 自治会活動の活性化支援

- ・多様な機会を通じ、自治会未加入の方に対して自治会活動に関する情報提供を行うとともに、自治会活動に対する支援をする

■ 内水氾濫から身を守るための環境整備

- ・治水対策を継続して実施する
- ・内水氾濫の危険箇所を、だれでもわかるようまちのなかに明示（看板を設置するなど）する

■ 自然資源を楽しむための環境整備への支援

- ・市民が川や田んぼ等の清掃活動をしやすいように環境を整える（立入危険箇所の改善など）
- ・川や田んぼ、雑木林や屋敷林等で子どもが遊んだりできるような自然環境を楽しめる環境づくり（協働）
- ・自然環境に影響を与える外来生物への対策を行う（協働）

■ 地域の安心・安全づくり

- ・自治会活動への積極的な参加（協働）
- ・自治会活動の活発化（協働）
- ・自治会による必要な箇所への防犯カメラ設置に対し支援を行う（協働）

2 健康福祉分野

【現状と課題】

- ・ウェルス幸手を中心に行われている子育て支援が充実している
- ・子育て環境は良く、市内に待機児童はいないが、保育園等新設の際にはすぐに定員に達することから、潜在的な保育ニーズがあると思われる
- ・一人暮らしの高齢者が安心して暮らせる環境づくりが必要である
- ・高齢者の活躍の場が十分でない
- ・市の健康づくりの施策の周知が十分でない
- ・近所で起こっている身近な問題（福祉的支援が必要な家庭の発見等）について、どのような組織・機関に相談して良いかわからない
- ・地域資源である日本保健医療大学が有するノウハウ等を十分活かしきっていない

➤ 取り組みのアイデア

■ 保育ニーズを受け止める体制

- ・保育園を新設する
- ・保育ステーションを設ける

■ 子育てしやすい環境づくり

- ・子育て世代のネットワークづくり（協働）
- ・子育て応援まつりの実施（協働）

■ 一人暮らしの高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり

- ・1万歩マイレージの積極的なPRと市民の積極的な参加（協働）
- ・活躍の場としての老人クラブを、もっと参加したくなるものにする（組織名称の変更等）（協働）
- ・健康体操をさらに普及させる（協働）

■ 地域にある医療関係機関等との連携による健康なまちづくり

- ・地域医療機関や医療系大学との連携により、特色ある医療・福祉の施策を推進し、安心して住める地域づくり（協働）

■ 地域での支え合い

- ・身近な問題から、支援が必要な方を発見し、適切な機関に相談する（協働）
- ・地域・行政・企業等、様々な主体が連携し、必要な支援を行う（協働）

3 都市基盤分野

【現状と課題】

- ・桜の季節には多くの観光客が集まる
- ・「さくらのまち幸手」のポテンシャルを十分活かしきれていない
- ・昔から変わらない田園風景がある
- ・駅から権現堂公園までの道のりに、立ち寄れる場所が少ない
- ・デマンドバスは満席の場合が多く、予約が取れないため、市内の交通が不便に感じる
- ・引き続き、整備が必要な橋りょうがある
- ・圏央道で幸手市にきた方が利用できる駐車場が幸手 IC 周辺に未整備のため、圏央道利用者の立ち寄り機会を逃している
- ・下水道普及率が低い

➤ 取り組みのアイデア

■ 公共交通機関の充実

- ・市内循環バスの検討を始めとした、より多くの人が利用でき、費用対効果が高い公共交通の検討

■ 道路と道路網の整備

- ・渋滞の解消のため、駐車場を整備し、徒歩や自転車の利用を誘導する
- ・街の活性化につながる、効果的な道路網を整備する

■ 橋りょうの整備

- ・橋りょうの整備を引き続き計画的に行う

■ 下水道事業の推進

- ・下水道普及率が他の市町村よりも低水準となっていることから、積極的に整備を行う

■ 圏央道幸手 IC 付近の整備

- ・幸手 IC を降りた方たちが市内に駐車できるような環境を整備（例 アスカルの駐車場を整備）する

■ 「古き良き」風景を守る

- ・田んぼや権現堂公園、日光街道沿いの宿場町などの風景を守る（協働）

4 教育分野

【現状と課題】

- ・全国的に、子どもの貧困の問題が取り上げられている
- ・公立学校より、私立学校を選択するケースが増えている
- ・児童・生徒数が減少している
- ・ひばりが丘球場が十分に活用されていない

➤ 取り組みのアイデア

■ 子どもの貧困対策

- ・子どもの貧困にかかる実態の把握
- ・地元の米農家や加工業者等の協力を得て、食材の有効活用を兼ねた子ども食堂を運営する（協働）

■ 「通いたい・通わせたい」学校づくり

- ・特色がより明確な学校をつくる（協働）
- ・「幸手かるた」を積極的に活用する
- ・教育環境充実に向けた中長期のビジョンを検討する
- ・市費による教員数の充実（きめ細やかな指導）

■ 地域で学べる環境づくり

- ・幸手市ゆかりの囲碁や、ニュースポーツ（ボルタリング）などを特色とした教育を検討する（協働）
- ・幸手市からオリンピック選手が出せるような、スポーツ応援団をつくる（協働）
- ・特色のあるスポーツイベントを行う
（例 ひばりが丘球場に女子プロ野球チームの試合を招待）
- ・昔あそびを地域の子どものに教える（協働）
- ・英会話などこれから役立つ知識を子どもに教える（協働）
- ・埼玉県のにいきがい大学等で学んだ知識・技能を地域に還元する（協働）
- ・高齢者の学びたい意欲に応えられる場、大人と子どもが共に学べる場をつくる

5 産業分野

【現状と課題】

- ・幸手駅から権現堂公園までの道のりに、立ち寄れる店舗等が少ない
- ・空き店舗の活用が十分出来ていない
- ・事業者間の競争があまりない見える
- ・桜まつりの時期の渋滞が激しいため、市のイメージダウンにつながる恐れがある
- ・中心市街地に公共施設等がなく、立ち寄る機会があまりない

➤ 取り組みのアイデア

■ 権現堂公園の集客性を活かす

- ・権現堂公園への観光客の回遊性アップを目指した魅力ある個店づくりの支援（チャレンジショップ等の仕組みづくり）（協働）
- ・権現堂へ向かう人々が道中を楽しみ、お金を落としてもらうためのアイデアを出し合う（協働）

■ 権現堂堤の観光シーズンの渋滞解消

- ・公共施設の駐車場を利用する
- ・休日の小・中学校校庭を活用し、大型バスによるピストン輸送を行う
- ・民間施設の駐車場利用や、常用・臨時双方の駐車場管理により、駐車場問題の解決を図る

■ 集客のための新たな取り組み

- ・ニュースポーツ等、近隣都市の先駆けとなるものに取り組む（協働）

■ 魅力ある商工業

- ・積極的に市内でコンペを実施する（協働）
- ・特産品のブランド化を図る（協働）

■ 空き店舗の活用

- ・空き店舗を活用したチャレンジショップ等の仕組みづくり（協働）
- ・空き店舗の持ち主と、出店希望者を結びつける仕組みづくり（協働）
- ・オフィスとしての使用等、飲食店や小売店に限らない、特色のある空き店舗活用の検討（協働）

■ 個店のPR力向上

- ・PR力向上への支援を行う（協働）

■ 安定した収入のある農業づくりの支援

- ・農家の法人化や六次産業化の支援を行う

6 市民活動・人権分野

【現状と課題】

- 地域内で顔見知りの関係があり、つながりが強い
- 自治意識が高い
- 自治会の高齢化が進んでいる
- 世代や、居住形態によって自治会への考え方に差があり、自治会活動が難しくなっている
- 高齢者の活躍の場が十分でない
- 地域への愛着をさらに育むことが必要

➤ 取り組みのアイデア

■ 災害に対応できる自助・共助の仕組みづくり

- 地域特性に合わせた自主防災活動への支援（協働）
- 自主防災活動の組織化への支援（協働）
- 自主防災組織が組織化された後の稼働への支援（協働）
- 地震、洪水などの災害に対する初動体制について、地域に応じた自主防災活動の主体的な活動や市の活動などの情報の共有化を図る（協働）

■ 次世代への自治会活動の継承

- 自治会活動を継続するための方策を検討する（協働）
- 自治会に参画している世代と若い世代との交流を行う（協働）

■ 地域での高齢者の活躍に向けた支援

- 地域活動に参加していない高齢者に参画してもらうための手法を検討する（協働）

7 行財政運営分野

【現状と課題】

- ・豊富な人材を十分活用しきれていない
- ・財源が限られているので、より財源の有効利用を図る必要がある
- ・市財政に関する認識について市民と行政との間で差がある

➤ 取り組みのアイデア

■ 民間等との連携、協働

- ・大学・NPO法人など民間等との連携、協働による事業を積極的に行うことで豊富な人材を活用する

■ 行財政の効率化・情報の共有

- ・財政状況や予算、決算について分かりやすい方法や効果的なタイミングで公表し、行財政運営について市民と行政で共通の認識を持つ
- ・指定管理制度の実効性や効率性を適切に検証し、市民にわかりやすい方法で公表する
- ・補助金の交付については、外部評価を導入することなどで、より客観性、妥当性を高めた市民の視点に立った評価を行い、事務改善に活かす（協働）
- ・事業の取捨選択をし、重点的に取り組む事業を決めて予算をつける

■ 人材育成

- ・即戦力となる中途人材を積極的に雇用する
- ・民間企業等との効果的な人材交流を行う
- ・10年後を見据えた人材確保を行う

■ 移住・定住への取り組み

- ・日本保健医療大学などに通う若者に地域を知ってもらい、幸手に住んでもらう取り組みを行う（協働）

(4) 若者サミット実施概要

本市の将来を担う若者世代の意見を総合振興計画の策定に活かすため、18 歳以上 39 歳までの幸手市内在住者、在学者、在勤者を対象とし、若者サミットを実施しました。

■開催日時 2018（平成 30）年 4 月 21 日（土）10:00～12:00

■会 場 幸手市役所 第 1 会議室

■参 加 者 幸手市内在住者、在学者、在勤者 計 9 名

■検討内容

グループワーク① 幸手市の良い点・問題点、今後必要な取り組みを考えよう

○主な検討結果（今後必要な取り組み）

- ・学生が幸手に定住したいと思うような魅力づくり
- ・子育て世代が地域づくりのキーパーソンになり、困った時に頼りになる地域づくり
- ・高齢者が安心して集い、若者との交流もできる場所づくり
- ・安心して子どもを産み育てられる環境づくり

グループワーク② 10 年後、幸手市が目指すべきまちの姿を考えよう

○主な検討結果（目指すべきまちの姿のイメージ）

- ・地域とつながる医療のまち
- ・人がまちに出てくるまち
- ・全世代が楽しく安全に暮らせるまち
- ・市民参加型でふるさとに愛着を持てるまち
- ・学生でにぎわい、学生が誇りを持てるまち
- ・若者が住んでいて楽しいまち
- ・高齢者が活躍できるまち
- ・高齢者が安心して在宅で暮らせるまち

4. 策定委員会・職員検討委員会

(1) 第6次幸手市総合振興計画策定委員会等設置要綱

平成29年10月19日

訓令第10号

改正 平成30年2月2日訓令第5号

第1章 総則

(設置)

第1条 第6次幸手市総合振興計画基本構想及び第6次幸手市総合振興計画前期基本計画（以下これらを「総合振興計画」という。）の策定を行うため、第6次幸手市総合振興計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）及び第6次幸手市総合振興計画職員検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

第2章 策定委員会

(所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合振興計画の策定の企画及び審議に関すること。
- (2) 総合振興計画の総合調整及び策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合振興計画の策定における重要事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、総合政策部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、部長及び議会事務局長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明の聴取又は必要な資料の提出を求めることができる。

第3章 検討委員会

(所掌事項)

第6条 検討委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合振興計画の策定をするために必要な調査等に関すること。
- (2) 総合振興計画の案を作成すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合振興計画の策定に関すること。

(組織)

第7条 検討委員会は、市職員の中から市長が指名する者及び公募をする者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第8条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総合政策部政策課長の職にある者、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(検討部会)

第10条 検討委員会は、会議の効率的な運営を図るため、次に掲げる検討部会を置くことができる。

- (1) 安心安全・環境部会
- (2) 健康福祉部会
- (3) 都市基盤・産業部会
- (4) 教育・市民活動部会
- (5) 行財政運営部会

- 2 検討部会は、検討委員会の委員長以外の委員によって構成し、別に定める設置規程により運営する。

第4章 雑則

(任期)

第11条 策定委員会及び検討委員会の委員の任期は、総合振興計画の策定が完了するまでとする。

(資料の提出等の要求)

第12条 策定委員会及び検討委員会の委員長は、必要と認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第13条 策定委員会及び検討委員会の庶務は、総合政策部政策課において処理する。

(補則)

第14条 この訓令に定めるもののほか、策定委員会及び検討委員会の運営に関し、必要な事項は、策定委員会及び検討委員会の委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成29年10月19日から施行する。

附 則（平成30年2月2日訓令第5号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(2) 第6次幸手市総合振興計画職員検討部会設置規程

平成29年10月19日

訓令第11号

改正 平成30年4月1日訓令第12号

(設置)

第1条 第6次幸手市総合振興計画策定委員会等設置要綱（平成29年幸手市訓令第10号）第

10条第2項の規定に基づき、第6次幸手市総合振興計画職員検討委員会の効率的な運営を行うため、第6次幸手市総合振興計画職員検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討部会は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を担当する。

(1) 安心安全・環境部会

自然と共生した安心・安全でゆとりのあるまちに関すること。

(2) 健康福祉部会

健やかで生き生きとした暮らしのあるまちに関すること。

(3) 都市基盤・産業部会

地域の特性を活かした快適で特色あるまち及び活力ある地域経済をおこすまちに関すること。

(4) 教育・市民活動部会

明日を支える人を育む教育文化の豊かなまち及び市民一体となり自立した地域を育むまちに関すること。

(5) 行財政運営部会

基本構想の実現に向けての行財政運営に関すること。

(組織)

第3条 検討部会の構成は、別表に掲げるとおりとし、部会長及び部会員（以下「部会長等」という。）をもって組織する。

(部会長)

第4条 部会長は、検討部会を総括し、検討部会の議長となる。

(会議)

第5条 検討部会は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要と認めるときは、部会員以外の者に検討部会に出席させ、意見を述べさせ、資料の提出を求めることができる。
- 3 検討部会には、オブザーバーとして政策課の職員が出席するものとする。

(事務局の設置)

第6条 検討部会には、事務局を設置する。

- 2 前項の事務局は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める部署が行うものとする。
 - (1) 安心安全・環境部会 危機管理防災課
 - (2) 健康福祉部会 社会福祉課
 - (3) 都市基盤・産業部会 都市計画課
 - (4) 教育・市民活動部会 総務課
 - (5) 行財政運営部会 庶務課
- 3 事務局は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 検討部会の開催及び運営に関すること。
- (2) 検討部会の議事録概要の作成に関すること。
- (3) 政策課との連絡及び調整に関すること。

(所掌事項の調整)

第7条 他の検討部会の所掌事項と重複している事項があるときは、政策課と調整の上、検討を行うものとする。

(第6次幸手市総合振興計画市民検討会議との協働)

第8条 検討部会は、第6次幸手市総合振興計画市民検討会議（以下「市民検討会議」という。）の意見等を踏まえて検討を行うものとする。

- 2 部会長等は、市民検討会議の求めがあるときは、当該会議に出席し、各専門分野に係る検討への助言等を行うことができる。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、検討部会の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年10月19日から施行する。

附 則（平成30年4月1日訓令第12号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部会名	構成員
安心安全・環境部会	1 部会長 危機管理防災課長 2 部会員 (1) 危機管理防災課職員 1人 (2) 環境課職員 1人 (3) 政策課職員 1人 (4) 建築指導課職員 1人 (5) 道路河川課職員 1人 (6) 水道管理課職員 1人 (7) 公募選出者 2人以内
健康福祉部会	1 部会長 社会福祉課長 2 部会員 (1) 社会福祉課職員 1人 (2) 介護福祉課職員 1人 (3) こども支援課職員 1人 (4) 健康増進課職員 1人 (5) 保険年金課職員 1人 (6) 公募選出者 2人以内

部会名	構成員
都市基盤・産業部会	1 部会長 都市計画課長 2 部会員 (1) 都市計画課職員 1人 (2) まちづくり事業課職員 1人 (3) 建築指導課職員 1人 (4) 農業振興課職員 1人 (5) 商工観光課職員 1人 (6) 道路河川課職員 1人 (7) 水道管理課職員 1人 (8) 下水道課職員 1人 (9) 公募選出者 2人以内
教育・市民活動部会	1 部会長 総務課長 2 部会員 (1) 総務課職員 1人 (2) 指導課職員 1人 (3) 社会教育課職員 2人 (4) 市民協働課職員 1人 (5) 危機管理防災課職員 1人 (6) 人権推進課職員 1人 (7) 公募選出者 2人以内

部会名	構成員
行財政運営部会	1 部会長 庶務課長 2 部会員 (1) 秘書課職員 1人 (2) 政策課職員 1人 (3) 財政課職員 1人 (4) 庶務課職員 1人 (5) 税務課職員 1人 (6) 納税課職員 1人 (7) 市民課職員 1人 (8) 会計課職員 1人 (9) 議会事務局職員 1人 (10) 監査委員事務局職員 1人 (11) 公募選出者 2人以内

(3) 幸手市土地利用計画策定検討委員会設置要綱

平成19年4月27日

訓令第13号

(設置)

第1条 幸手市土地利用計画策定に必要な調査及び検討をするため、幸手市土地利用計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査及び検討する。

- (1) 計画的な土地利用に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、建設経済部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、建設経済部都市計画課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる課に所属する主査以上の職にある者から委員長が指名した者とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会の事務を総括し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、必要に応じ会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、建設経済部都市計画課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日訓令第14号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月15日訓令第1号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第11号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日訓令第10号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日訓令第8号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年10月19日訓令第9号）

この訓令は、平成29年10月19日から施行する。

附 則（平成30年4月1日訓令第12号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総合政策部	政策課
市民生活部	市民協働課 環境課
健康福祉部	社会福祉課 こども支援課
建設経済部	都市計画課 まちづくり事業課 建築指導課 農業振興課 商工観光課 道路河川課
教育委員会教育部	総務課

5. 市民意識調査等

(1) 市民意識調査

調査対象	18 歳以上の市民 2,000 人
対象者の抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出
回収数	863 人
回収率	43.2%
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	2017（平成 29）年 11 月 29 日～12 月 22 日

(2) 職員意識調査

調査対象	幸手市に勤務する職員 382 人
回収数	319 人
回収率	83.5%
調査方法	庁内配布・回収
調査期間	2017（平成 29）年 12 月 27 日～2018（平成 30）年 1 月 16 日

6. 策定の経緯

年月日		内 容
2017 年 (平成 29 年)	5 月 31 日	第 6 次幸手市総合振興計画策定方針決定（庁議）
	10 月 18 日	第 1 回策定委員会
	11 月 29 日	市民意識調査実施（～12 月 22 日）
	12 月 27 日	職員意識調査実施（～平成 30 年 1 月 16 日）
2018 年 (平成 30 年)	2 月 19 日	第 1 回市民検討会議
	2 月 26 日	第 2 回市民検討会議
	3 月 9 日	第 3 回市民検討会議
	3 月 13 日	第 2 回策定委員会
	3 月 14 日	庁議
	3 月 16 日	第 1 回職員検討委員会
	3 月 16 日	第 1 回土地利用計画策定検討委員会（平成 29 年度）
	4 月 5 日	第 4 回市民検討会議
	4 月 17 日	第 2 回職員検討委員会
	4 月 21 日	若者サミット
	4 月 23 日	第 1 回土地利用計画策定検討委員会（平成 30 年度）
	5 月 16 日	第 5 回市民検討会議
	5 月 17 日	第 3 回職員検討委員会
	5 月 17 日	第 1 回総合振興計画審議会
	5 月 22 日	第 2 回土地利用計画策定検討委員会
	5 月 23 日	第 6 回市民検討会議
	5 月 30 日	第 7 回市民検討会議
	6 月 6 日	第 4 回職員検討委員会
	6 月 21 日	市民検討会議から意見書提出
	6 月 25 日	第 3 回土地利用計画策定検討委員会
	7 月 11 日	第 4 回土地利用計画策定検討委員会
	7 月 19 日	第 3 回策定委員会
	7 月 20 日	第 5 回土地利用計画策定検討委員会
	7 月 31 日	第 4 回策定委員会

年月日		内 容
2018 年 (平成 30 年)	8 月 1 日	庁議
	8 月 20 日	第 2 回総合振興計画審議会
	8 月 23 日	第 5 回策定委員会
	9 月 3 日	第 6 回策定委員会
	9 月 7 日	庁議
	9 月 12 日	市議会全員協議会（議会への素案説明）
	9 月 13 日	パブリックコメント募集（～10 月 12 日）
	10 月 19 日	第 7 回策定委員会
	10 月 23 日	第 3 回総合振興計画審議会 第 6 次幸手市総合振興計画基本構想・前期基本計画（素案）諮問
	10 月 26 日	審議会から答申書提出
	11 月 1 日	庁議
	12 月 18 日	平成 30 年第 4 回市議会定例会「第 6 次幸手市総合振興計画基本構想及び前期基本計画審査特別委員会」で可決
	12 月 21 日	平成 30 年第 4 回市議会定例会において第 6 次幸手市総合振興計画基本構想及び前期基本計画議決

7. 用語集

【あ行】

アセットマネジメント	株式、債券、預貯金などの資産を効率よく管理・運用すること。
エコライフDAY	地球温暖化防止のために、年に1日定めた日にチェックシート（1日版環境家計簿）を使用して、日常生活の中で温暖化防止に取り組んでいただき、二酸化炭素等の削減量を数値として確認することにより、温暖化防止意識の向上を図る取り組みのこと。
汚水中継ポンプ場	自然流下で長距離移送する管路で、敷設深が深くならないように、途中で地表近くまで汚水を汲み上げるための設備のこと。

【か行】

合併処理浄化槽	トイレの汚水だけでなく、台所、お風呂等の生活雑排水も一緒に処理し、微生物などの力で、一定水準まで水質を向上させる浄化槽のこと。
家庭教育アドバイザー	家庭教育に関する取り組みの支援を行う人。埼玉県が実施する養成研修を終了し、人材登録をした者。
仮換地指定	土地区画整理事業において、従前の土地（宅地）に代わり、将来の宅地の位置、形状などを指定すること。
キャリア教育	激しい社会の変化に対応し、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観、職業観を身につけ、社会人として自立していくことができるようにする教育のこと。
狭あい道路	幅員4.0m未満1.8m以上の建築基準法第42条2項道路のこと。
禁止地域	埼玉県屋外広告物条例に基づき、特に良好な景観形成への配慮や風致の維持の必要性の高い場所、都市公園や学校などの屋外広告物を出すことが好ましくない場所を指定した地域のこと。
区域区分	計画的に市街化を進める市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域に区分する制度のこと。
クリーン作戦	行幸湖や江戸川などを対象に、河川や湖沼の周辺の清掃を、地域の方が主体となって行う事業のこと。
グリーン購入	製品やサービスの購入の際、品質や価格だけでなく、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

下水道管渠（きょ）	汚水を集め、汚水中継ポンプ場や放流先まで導くための排水管のこと。
健康寿命	埼玉県が算定している65歳に達した人が、健康で自立した生活を送ることができる期間で、介護保険制度の「要介護2以上」になるまでの期間のこと。
健康長寿サポーター	健康長寿サポーター養成講座を修了し、自分の健康づくりに取り組むとともに、役に立つ健康情報を家族や身の周りの人にも広める人。
健康マイレージ	ウォーキングを中心とした健康づくりを楽しく行うために、通信機器を備えた歩数計を活用し、歩数に応じて付与されたポイントにより、抽選で賞品が当たる事業のこと。本市では健康づくり事業への参加でたまる独自のさっちゃんポイントも導入している。
建築協定	建築基準法で定められた基準に上乗せする形で、地域の特性等に基づく一定の制限を地域住民などが合意に基づき、自ら設けることのできる制度のこと。
公共施設等総合管理計画	縦割りにより各部署で管理していた公共施設を一元的に把握して将来の費用負担を推計し、その上で、老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用などを行い、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る計画のこと。
公共枡（ます）	宅地内の汚水排水設備と、公共下水道との接点に設けられる枡。宅地内の汚水は公共枡を通して、公共下水道に排水される。
子育て総合窓口	全国的に子育て世代包括支援センターとして自治体に設置されている。ウェルス幸手に、さまざまな保育サービスの情報提供等を行う保育コンシェルジュと母子保健コーディネーターが常駐し、妊娠期から就学前までのあらゆる相談に対して、助言・関係機関との調整を行っている。
子ども110番の家	児童、生徒が通学时などに身の危険や不安を感じたときに、直ちに駆け込み、救助を求められる緊急の避難所のこと。

【さ行】

債務保証対象土地比率	土地開発公社長期保有地のうち、市の債務保証が付された土地に係る簿価総額の、市標準財政規模に対する比率のこと。
幸手市業務継続計画（BCP）	災害発生時に市民の生命や財産を保護し、社会経済活動を維持するため、優先して行う業務を遂行するために必要な準備や対応方針を定め、復旧を早めるための計画のこと。

幸手市中心市街地にぎわい創造方針	中心市街地における今後の活性化に向けての取り組み方針や事業展開の考え方などの基本的方向を示す目的として、平成30年3月に策定した方針のこと。
さって市民生きがい教授	生涯学習講師人材バンク。さまざまな分野で、知識・技能・経験を持ち、指導、援助できる人材を登録し、指導者や講師を探す個人や団体に紹介する制度のこと。
市街化区域内における市街地開発事業などの事業完了率	市街化区域内の計画的な整備を図るために実施する土地区画整理事業や1ha以上の大規模開発行為の事業が完了する割合のこと。
自助・共助・公助	「自助」とは自ら取り組むこと、「共助」とは地域で助け合うこと、「公助」とは行政等が個人や地域を支援すること。
将来負担比率	地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。350%以上になると早期健全化団体となる。
指定管理者制度	多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者等の能力を活用し、市民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として創設された制度のこと。
シティプロモーション	市の魅力や特色、文化などについて再確認、発見、収集、磨き上げを行い、地域への愛着やブランド力の向上を図り、市内及び市外への発信をより効果的なものとするための活動のこと。
児童発達支援センター	児童発達支援に加えて、地域の障がい児やその家族への支援、障がい児を預かる施設への援助・助言をあわせて行う、地域の中核的な療育支援施設のこと。
首都圏外郭放水路	国道16号の地下約50メートルに建設された延長6.3キロメートルの江戸川までの地下放水路のこと。
循環型社会	リサイクル等を行うことで、廃棄物の発生を抑制し、資源を循環利用する社会のこと。
しゅんせつ工事	河川や水路の底にたまった土砂を撤去し、川の流れが滞留しないようにする工事のこと。
障害児通所支援	児童福祉法に定められたサービスであり、未就学児に対して訓練や支援を行う児童発達支援、就学児童に対して訓練や支援を行う放課後等デイサービス、保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う保育所等訪問支援等がある。

情報セキュリティ	コンピューターから大切な情報が外部に漏れたり、ウイルスに感染してデータが破壊されたりしないように、必要な対策をすること。
実質公債費比率	地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、3ヶ年の平均値を用いる。この指標が18%以上になると地方債の発行に許可が必要となり、25%以上が早期健全化団体、35%以上が財政再生団体となる。
水道事業の広域化	財政基盤や技術基盤の強化を目的として、複数の水道事業者が事業統合を行うこと。幸手市は埼玉県水道広域化ブロックの第1ブロックに属し、構成市町は春日部市・久喜市・幸手市・蓮田市・白岡市・杉戸町・宮代町となっている。
スクールガード	地域住民が児童・生徒の登下校時間に合わせ、通学路などのパトロールや危険箇所の監視などを行う学校安全ボランティアのこと。
スクールカウンセラー	いじめ・不登校等の児童生徒が抱える問題の解決や軽減のために、「心の専門家」として教職員へのコンサルテーション、教職員研修における助言・援助、生徒指導・保護者へのカウンセリング等の活動及びいじめ防止対策推進法にかかる学校におけるいじめ防止等の対策の組織に関する業務を行う人のこと。
スクールソーシャルワーカー	学校と連携し、児童・生徒が置かれたさまざまな環境へ働きかけを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら、問題を抱えている児童・生徒及びその保護者等に支援を行い、問題の解決を図る人のこと。
スクラップ・アンド・ビルド	壊して立て直すという意味から、全体の最適化を図る目的で事業の再構築を行うこと。市民ニーズのない事業や非効率な事業などを整理し、事業の集中化・効率化、新たな事業を開始すること。
性的マイノリティ（LGBTなど）	同性愛者・両性愛者・性同一性障害などのこと。性的少数者。セクシュアルマイノリティ。
成年後見制度	認知症等で十分な判断能力がない人の代わりに家族等が家庭裁判所に申立て、財産の取引等の各種手続きや介護保険サービス利用の契約等を行うことができる後見人等を選任してもらう制度のこと。
セクシュアルハラスメント	主として、職場で行われる「性的いやがらせ」。相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事をする上で一定の不利益を与えたり（対価型）、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させる（環境型）こと。

総合行政システム	自治体で行う行政手続、業務運営等を支援する全庁的なシステムのこと。
ゾーン30	生活道路における交通安全対策の一つで、ある一定の範囲（ゾーン）内において、歩行者等の安全を確保するため、最高速度を時速30キロメートルに規制すること。

【た行】

多文化共生キーパーソン	知事から委嘱を受け、外国籍市民に行政情報などを提供しながら、生活相談などにも応じる人のこと。
多面的機能支払交付金	農業・農村の有する国土保全、自然環境保全、景観形成などの多面的機能が、今後も十分に発揮されるよう、地域ぐるみで行う保全・管理活動等の共同活動を支援する制度のこと。
地域地区	建築物の用途など必要な規制を設けることで、目的に応じた土地利用を図り、都市の良好な環境形成を図る制度のこと。
地域包括ケアシステム	高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、日常生活圏域の中で、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが包括的に提供される体制のこと。
地域包括支援センター	高齢者をはじめとする地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のため、必要な支援を包括的に担う地域の中核機関のこと。
地区計画	都市計画法に基づくもので、住民の合意に基づいてそれぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導する計画のこと。
糖尿病性腎症	糖尿病の合併症の一つで、血糖値の高い状態が長期間続くことで、全身の動脈硬化が進行し始め、多くの毛細血管で構成される腎臓の機能が低下し、老廃物をろ過することができなくなる症状のこと。全透析患者のうち、糖尿病性腎症が原因で人工透析を受ける人が最も多いとされている。
特定外来生物	外来生物のうち、特に人間の健康や在来種の生態系などに害を及ぼす、またはその可能性があると考えられる生物のこと。特定外来生物被害防止法に基づき指定される。
特別栽培米	農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、栽培期間中、節減対象農薬の使用回数（成分）及び化学肥料の窒素成分量が50%以下で生産された米のこと。

都市計画道路	都市にとって重要な路線で、都市計画法に基づき位置付けられ、計画的に整備を図る道路のこと。
土地開発公社	公有地となるべき土地等の取得及び管理等を行うため、市が設置する法人のこと。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づいて、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善することで、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。
とねっと	利根保健医療圏（行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町）内の地域の病院、診療所、画像診断施設、臨床検査施設、歯科医療機関及び調剤薬局を安全なネットワークで結び、患者の情報を共有するシステムのこと。登録者にはカードが無償で送付され、共有情報を用いて、救急隊が迅速で的確な救急活動に役立てることもできる。
ドメスティック・バイオレンス	配偶者、あるいは恋人など親密な関係にいたり、過去にあった者から振るわれる暴力のこと。

【な行】

内職相談	家庭外で働くことが困難な方で、内職を希望する方や、内職を出したい事業者へ行う相談及びあっせんを実施する市の相談制度のこと。
任意後見契約	判断能力のある人が、将来に備えて後見人等を先に決めておくことができる制度のこと。
認知症カフェ	認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域の人など、誰もが気軽に参加できる「集いの場」であり、認知症やその家族が相談でき、安心して過ごせる「地域の居場所」のこと。
認知症サポーター	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する人。
認定農業者	農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らが創意工夫を行い、経営の改善を進めようとする計画に対して認定を受けた農業者のこと。

【は行】

人・農地プラン	担い手不足や耕作放棄地の増加など集落や地域が抱える人と農地の問題解決のため、集落や地域で話し合い、地域の事情に応じた将来の農業のあり方をまとめたもの。
避難行動要支援者	高齢者や障がい者等のうち、災害時における避難等を自力で行うことが困難で、特別の支援を必要とする人のこと。
ファミリーサポートセンターの協力会員と両方会員数	地域において育児の援助を受けたい人と、育児の援助を行いたい人が会員となり、相互援助活動を行う会員組織のこと。
福祉避難所	高齢者や障がい者等、一般の避難所での生活に支障をきたす人（避難所生活において特別な配慮が必要な人）が利用するための避難所のこと。
ペイジー口座振替受付サービス	市役所の窓口にて、口座振替依頼書の記載とキャッシュカード（暗証番号の入力）のみで口座振替を申し込むことができるサービスのこと。

【ま行】

メタボリック症候群（内臓脂肪症候群）	内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさり、心臓病や脳卒中などの動脈硬化性疾患をまねきやすい病態のこと。
--------------------	---

【や行】

有収率	給水する水量と料金として収入のあった水量との比率のこと。
4R運動	「R e f u s e（リフューズ）レジ袋など、不要なものは断る、R e d u c e（リデュース）物を大切に使い、ごみを減らす、R e u s e（リユース）使えるものは繰り返し使う、R e c y c l e（リサイクル）資源として再利用する」によるごみ減量運動のこと。

【ら行】

流域貯留施設	学校の校庭などに設置した大雨による雨水を一時的に貯め、洪水の発生を抑制する施設のこと。
--------	---

歴史文化基本構想	地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広くとらえて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想のこと。
漏水調査	道路に埋設されている水道管と、ご家庭への給水引き込み管（水道メーターまで）の水漏れについて調査を行うこと。

【わ行】

我が事・丸ごと	「我が事」とは、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みのこと。 「丸ごと」とは、介護、子育て、障がい、病気から住まい、就労、家計、孤立等の暮らしと仕事を「丸ごと」支えること。
ワンナイトステイ	日本の生活や文化などの経験を希望する外国人日本語教師を1泊2日のホームステイにより受け入れる身近な埼玉県の国際交流事業のこと。

【アルファベット】

I C T	Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略称。 「情報通信技術」と訳される情報や通信に関連する技術一般の総称。
J-A L E R T	弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報等のような対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等への緊急速報メールや市防災行政無線等により市民に瞬時に伝達するシステムのこと。
P D C A サイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するためのマネジメントシステムのこと。
S N S	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略称。インターネットを介して社会的なつながりを構築できるWebサービスの総称。

**第 6 次幸手市総合振興計画
基本構想・前期基本計画**

平成 31 年 3 月発行

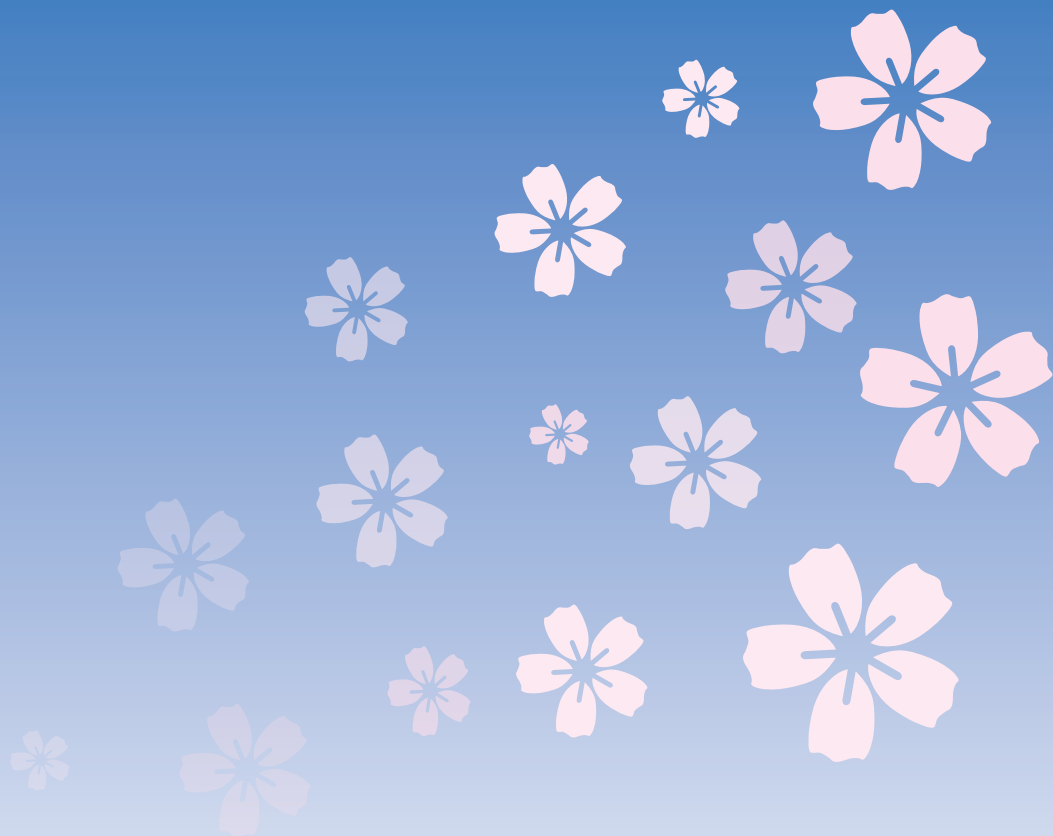
発行：幸手市

編集：総合政策部政策課

住所：〒340-0192 埼玉県幸手市東 4-6-8

電話：0480(43)1111（代表）

ホームページ：<http://www.city.satte.lg.jp/>



幸手市